

一般社団法人として新たに旗揚げ 平成27年度通常総会において任意団体を解散



任意団体として最後となった通常総会の模様



設立総会にて選任された新法人の役員（前列）

本年5月20日（水）、東京都千代田区の弘済会館で全国からの代議員による平成27年度通常総会が開催された。

毛利常務理事の開会宣言にて総会が開始となり議事が進行された。岩切理事長は「昨年度末の有効会員数は7,500件を超え、近年の増加傾向を維持し、新規会員に於いても4年連続で年間1,000件を超えた。またこの度、兼ねてから進めてきた法人化の準備が整った。よって、平成11年より任意団体として活動を続けてきた当連盟を発展的に解散したい。法人化は盤石な組織基盤とするためにも不可欠な選択である。本総会で十分にご審議頂きたい」と挨拶。

その後、代議員による審議の上、議案が可決され、任意団体としてのカラオケ使用者連盟は解散となった。

続いて、「一般社団法人カラオケ使用者連盟」としての設立総会が行われ、これまで旧団体が行ってきた活動は、全て新法人が引き継ぐことを決定した。また、定款を見直し制定した他、新たな会員として加えられた支援会員に、一般社団法人 全国カラオケ事業者協会の理事を迎え、強固な組織形成を図ることとなった。尚、設立総会にて審議された議案は次の通り。①定款の制定について、②平成27年度事業計画について、③平成27年度収支予算について、④社員及び役員の選任について。

議題の他に、“カラオケ喫茶・インターネットカフェ部会の設置”について、また本年度の主な取組として行う“カラオケ教室の加入促進強化”など、新体制となった当連盟の今後の活動について、社員らによる審議が行われた。

設立総会後の懇親会に各所より祝辞。

新法人の設立総会後に開かれたに懇親会は、来賓として日頃からお世話になっている関係者にお集まりいただいた。

開会の挨拶にて「16年前、この場所で任意団体としてのカラオケ使用者連盟の設立総会が行われたことを思い出す。この度、法人化を果たし新たな歩みを始める準備が整った。これまで行ってきた全ての事業は新法人が引き継ぎ、当連盟の活動主旨である“生涯学習としてのカラオケ施設利用促進”を柱に、近年減少が続くナイト市場の活性化を図ると共に、今年はカラオケ教室の健全な発展に寄与する活動を模索して参りたい」と岩切理事長は述べた。

続いて、文部科学省 大幡 様、並びに全国社交飲食業生活衛生同業組合連合会 濱田 様より、新法人設立に対して祝辞を賜った。その後、一般社団法人日本音楽著作権協会 北浦様の乾杯にて祝宴となった。新たな門出を祝う席は何時になく盛り上がり、閉会時間いっぱいまで、今後の活動に向けた談義が繰り広げられた。



ご祝辞を頂戴した
文部科学省 生涯学習政策局
生涯学習推進課民間教育事業
第二係長 大幡 奈津 様



ご祝辞を頂戴した
全国社交飲食業生活衛生同業
組合連合会
会長 濱田 康喜 様



乾杯の発声をいただいた
一般社団法人日本音楽著作権
協会 業務本部
審議職 北浦 康司 様



主催者挨拶に立つ
岩切 宏悦 理事長

全国11エリアで平成27年度エリア通常総会を開催。旧法人の解散と新法人詳細を説明。

全国11エリアにて通常総会を開催した。各会場では平成26年度事業報告、平成26年度収支決算報告が行われたほか、任意団体の解散と新法人設立についての説明が行われ、平成27年度事業計画、平成27年度収支予算、社員及び役員選任についての報告が行われた。

平成26年度事業報告(旧団体)

概要

当連盟の新法人移行にあたって、準備を進めると共に、定款をはじめ組織の在り方を見直しました。

主な活動としては、市場活性化と会員の利益向上を図る目的で参加した「カラオケ市場活性化キャンペーン」や宮城県にて開催した「生涯学習カラオケ大会」、その他、「音楽著作物使用料の啓蒙運動」や会員が開催する「カラオケイベントのバックアップ」など、カラオケ利用に繋がる各事業に取り組みました。

事業推進

文部科学省が実施する「全国生涯学習ネットワークフォーラム2014」の参加事業として、11月1日(土)、宮城県仙台市の東北福祉大学(けやきホール)を会場に『全国生涯学習カラオケ大会2014in宮城』を開催しました。開催趣旨である「生涯学習としてのカラオケ利用促進」と共に、「東日本大震災被災地応援」の意を込めて行いました。当日の参加者は全国予選を通過した50名。来場者は約400名を数えました。

組織の拡充

「一般社団法人 全国カラオケ事業者協会」の協力を得て、組織強化と拡充を目指し、加入申込促進の継続を図った結果、平成26年度の新規会員数は1,457件となりました。廃業に伴う退会は依然多く、1,001件にのびりましたが、本年度末の有効会員数は7,516件となり増加傾向を維持しました。入会者については、全国社交飲食業生

活衛生同業組合連合会への賛助会員登録を勧め、共に社交場の環境衛生と社会基盤の構築を目指すものとなりました。

広報活動

会員同士の情報共有と意思疎通を目的とした機関紙を作成し、第31号を9月1日、第32号を12月1日に会員へ配布しました。本機関紙には、通常総会の決議報告、生涯学習カラオケ大会の受賞者発表、市場活性化を図るキャンペーンの実施要項などを掲載しました。また、年末には会員専用の問い合わせフリーダイヤルを記した「2015年版カレンダー」を会員へ配布しました。

著作権啓蒙

新規入会店舗に対し「音楽著作物利用許諾契約」の有無を確認した後、未契約店に対しては締結推進と使用料の納付を呼びかけました。また、音楽著作物使用料の滞納がある事実が報告された会員については、個別に連絡を取り滞納解消を促しました。その他、音楽著作物使用料の適正な支払を呼びかけるチラシを作成し、会員店舗内外へ配布しました。

イベント後援

会員が主催するカラオケイベントに対して当連盟がバックアップを行いました。後援を希望するイベントには、審査の上、

後援名義使用の承認や「カラオケ使用者連盟賞」として表彰状や記念品を用意しました。また、オフィシャルホームページ内に、イベント告知や結果報告を広く公開出来るページを設け、カラオケ喫茶部会をはじめとする会員同士のコミュニティ形成を図る目的で活用しました。

平成26年度 決算書 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)		
【収入の部】 (単位: 円)		
科 目	決算額	備 考
1. 会費収入	25,045,200	
1) 入会金	728,500	平成26年度入会数 1,457店舗
2) 正会員費	24,316,700	有効店舗7,516店舗
2. その他収入	5,101,440	事業収入、預金利息ほか
3. 当年度収入合計	30,146,640	
【支出の部】 (単位: 円)		
科 目	決算額	備 考
1. 事業費	15,092,580	
1) 会議費	516,805	総会・理事会
2) 旅費・交通費	388,088	宿泊・交通費
3) 広報費	543,360	機関紙発行
4) 事業推進費	2,175,293	生涯学習フェスティバル
5) 組織強化費	1,419,444	カレンダー、入会申込書&募集チラシ
6) 適法利用促進費	1,069,200	啓蒙チラシ
7) 市場活性化対策費	2,000,000	歌ってフェスタ協賛
8) 会員イベント応援費	1,424,510	会員イベント応援費
9) 賛助会費	5,555,880	賛助会費支払額
2. 一般管理費	10,625,386	
1) 職員給与手当	6,500,000	職員給与
2) 事務用品費	135,021	一般事務用品
3) 消耗品費	26,358	一般消耗品
4) 通信費	1,959,014	電話・郵送 ※
5) 印刷費	186,300	封筒
6) 渉外費	100,698	慶弔費
7) 運送費	468,877	送料
8) 諸支出金	1,249,118	信販手数料・振込手数料
3. 当年度支出合計	25,717,966	
4. 当年度収支差額	4,428,674	
5. 前年度繰越額	11,184,717	
6. 翌年度繰越額	15,613,391	

※「通信費」には機関紙及びカレンダーの発送費1,274,257円を含む。

平成27年度事業計画(新法人)

事業指針

- ・法人化に伴い、カラオケ設置店の全国組織として更なる組織強化と拡充を図る。
- ・「生涯学習の場としてのカラオケ施設利用の促進」「カラオケを通じた文化振興活動の推進」をテーマに事業を展開する一方、会員の利益向上に役立つ活動を研究し実践する。
- ・カラオケ教室の実態を把握し、取り巻く諸問題の解決を目的に、入会促進を強化すると共に、組織化に向けた取り組みを進める。

事業計画

1. 各エリア統括責任者並びに都道府県会長が中心となり、会員拡大を行うと共に全国社交飲食業生活衛生同業組合連合会の組織拡大に協力する。
2. 今秋、福島県で開催予定の、「全国生涯学習ネットワークフォーラム2015」に参加し、被災地へ歌を通じた交流の場を提供する。
3. 音楽著作権法の啓蒙普及活動を行うと共に、JASRAC著作物使用料

の不払い解消に協力する。

4. 会員店舗の利益向上を目的とした「カラオケ有料化運動」の啓蒙運動に努めると共に、新規顧客の獲得に向けた催しに協賛する。
5. カラオケ教室の実態を調査し、諸問題解消を図るまた、本年度をカラオケ教室の加入強化年度と位置づけ、入会促進を図る。
6. カラオケ喫茶やインターネットカフェを業態とする会員による部会を組織し、カラオケイベントの活性化や経営上の問題点を模索する。
7. 会員相互の意思疎通を図るため、年2回機関紙を発行する。
8. 会員意識の向上とフリーダイヤル利用促進に繋がるオリジナルカレンダーを作成し、配布する。
9. 関係する団体と情報交換を行い、趣旨を同じくする事業を共同で実施する。
10. 会員の連帯意識向上に役立つ企画を研究し実行する。

平成27年度収支予算(案) (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)		
【収入の部】 (単位: 円)		
科 目	金 額	備 考
会費収入	25,250,000	
入会金	750,000	500円×1,500店
正会員費	24,500,000	昨年度 24,316,700円
会費外収入	5,100,000	協賛事業収入及び協力金(500万円)
当期収入合計	30,350,000	
引継資産額	15,613,391	
合 計	45,963,391	
【支出の部】		
科 目	金 額	備 考
事業費	26,600,000	
1) 会議費	1,000,000	総会、理事会他
2) 旅費・交通費	1,000,000	宿泊費、交通費
3) 広報費	800,000	機関紙発行
4) 事業推進費	2,200,000	生涯学習ネットワークフォーラム参加事業
5) 組織強化費	3,000,000	法人化、入会促進ツール、カレンダー
6) 適法利用促進費	3,000,000	啓蒙チラシ、団体協力
7) 市場活性化対策費	2,500,000	新規顧客獲得及び有料化運動
8) 部会組織費	5,000,000	カラオケ教室促進、喫茶&ネット部会
9) 会員イベント応援費	2,500,000	カラオケイベント後援
9) 賛助会費	5,600,000	全社連
一般管理費	12,400,000	
1) 職員給与手当	6,500,000	本部事務員1名、アルバイト
2) 事務用品費	500,000	
3) 消耗品費	100,000	
4) 通信費	2,200,000	電話料金、機関紙発送費
5) 印刷費	500,000	封筒、入会申込書
6) 渉外費	300,000	慶弔費
7) 運送費	1,000,000	
8) 諸支出金	1,300,000	信販手数料、振込手数料
当期支出合計	39,000,000	
予備費	6,963,391	
合 計	45,963,391	

音楽著作権未払い・滞納は絶対にやめましょう

当連盟ではカラオケを利用する全ての店舗・施設に、音楽著作物使用料の未払いや滞納防止を呼びかけています。
会員各位におかれましても、自店はもとより、同業他店に対しても呼びかけください。

当連盟はこの催しに毎年参画し参加事業として、カラオケ大会を開催しています。今回は10月31日(土)、福島市公会堂にて「全国生涯学習カラオケ大会2015 in 福島」と題し、決勝大会の実施が決定しました。福島県は震災以降の開催地としては初めてとなり、“東北応援”の思いを込めて行います。予選会は、福島県を中心とする東北地区の加盟店で行われるほか、テープ応募による全国予選も行います。テープ応募については下記応募要項をご覧ください。

募集 全国生涯学習カラオケ大会2015 in福島／テープ予選



※ご意見をお寄せ頂いた会員には粗品を進呈致します。

【新口座情報】三井住友銀行(0009)目黒支店(694)普通 7263923 一般社団法人カラオケ使用者連盟

一般社団法人カラオケ使用者連盟 概要

■会員

カラオケ機器を設置し大衆への利用を促す店舗または施設及び教室。並びに本会の目的に賛同し、本会の事業推進を援助する個人または法人。

■目的

本会はカラオケ機器を設置し大衆への利用を促す店舗または施設及び教室の経営改善を図ると共に、カラオケを通した文化振興活動の推進に寄与し、国民の生涯学習の場としてのカラオケ施設利用の促進を目的とする。

■事業

1. カラオケ機器を設置し大衆への利用を促す店舗又は施設の経営改善に関する研究、指導
2. カラオケ機器を設置し大衆への利用を促す店舗又は施設の産業に関する調査研究
3. カラオケ機器を設置し大衆への利用を促す店舗又は施設の事業に関する研究会及び講習会の開催
4. カラオケに関わる産業に関する図書の刊行並びに機関紙等の発行
5. カラオケ関連団体との情報交換及び各種事業の共催
6. カラオケを通した文化振興活動の推進
7. 生涯学習としてのカラオケ普及とその場としての施設利用の促進
8. 歌唱指導者の育成と指導の場の普及及び活動支援

9. カラオケ機器を設置する新業態に関する調査研究と普及促進
10. 著作権法及び関連法規の研究並びに啓蒙活動
11. 主務官公庁の行うカラオケに関わる産業の施策に対する協力
12. その他目的を達成するために必要な事業

■入会資格

1. 正会員は、当法人の目的に賛同し、カラオケ機器を設置し大衆への利用を促す個人、法人又は団体
2. 賛助会員は、当法人の目的に賛同し、当法人の事業を援助する個人、

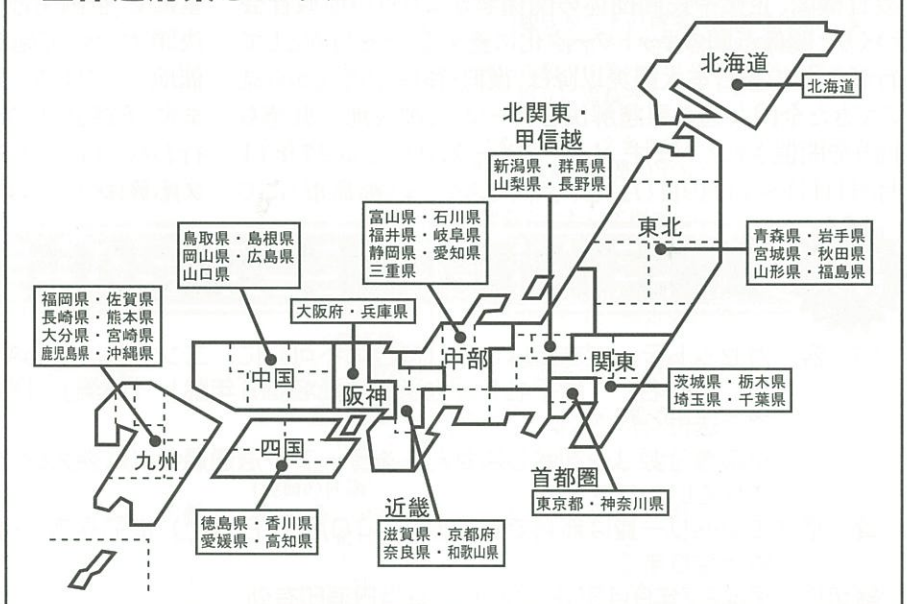
法人又は団体

3. 支援会員は、当法人の目的に賛同し、当法人の運営を支援する個人、法人又は団体

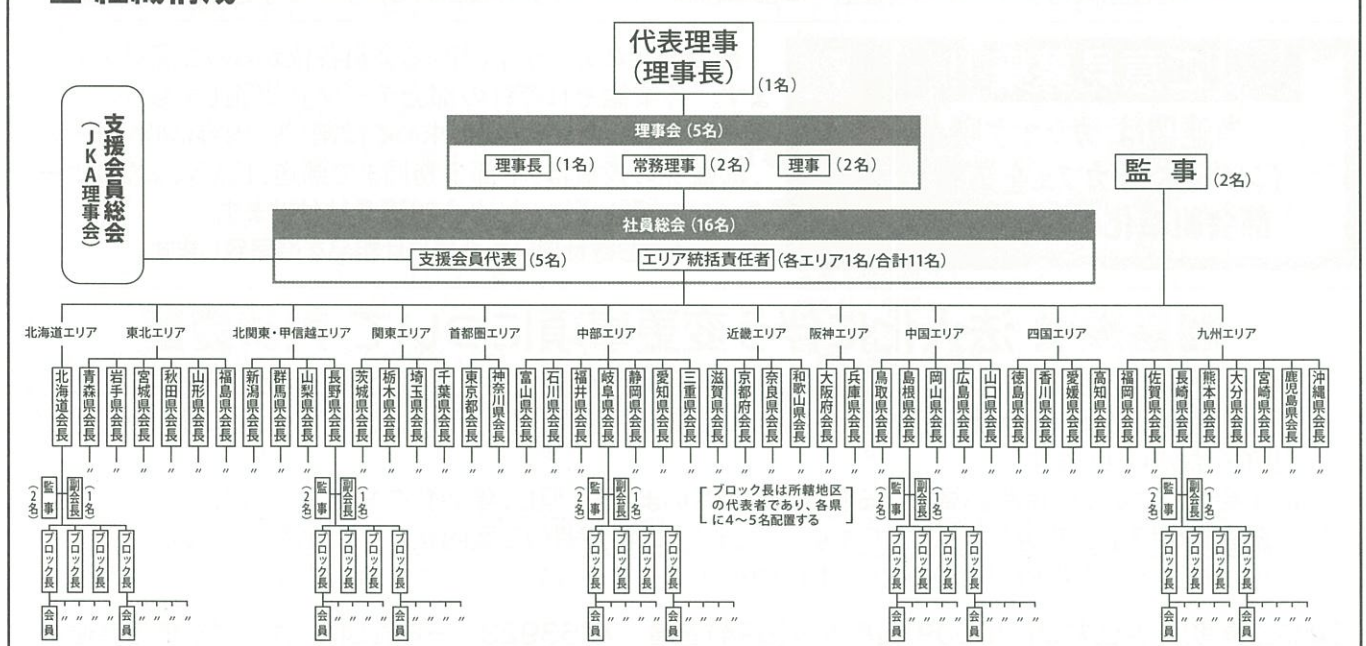
■会費

1. 正会員については、入会金500円、年会費はカラオケ機器1台目を3,000円とし、2台目以降は1台につき1,000円を当該カラオケ設置台数に乗じるものとし、1台目および2台目以降の合算額。
2. 賛助会員及び支援会員は個人、法人または団体ごとに入会金500円、年会費3,000円/1口、1口以上

■都道府県とエリア



■組織構成



■組織及び役員

1. 各都道府県には所轄の県を統括する会長を置く。また、会計を兼務する副会長（1名）及び監事（2名）を置く。加えて県内を4乃至5ブロックに分割し、各ブロック責任者としてブロック長を置く。これらの役員については所轄県内会員の立候補者によるものとし、県

総会出席者の過半数をもって承認する。

2. 全国を「北海道」「東北」「北関東・甲信越」「関東」「首都圏」「中部」「近畿」「阪神」「中国」「四国」「九州」の11エリア毎に統括するエリア統括責任者（11名）を置く。このエリア統括責任者は所轄エリア内の各都道府県会

長の互選によるものとし、エリア総会の承認を得てその任にあたる。

3. エリア統括責任者は当法人社員の地位を有し、支援会員総会選出の社員とともに社員総会を構成する。代表理事（1名）、常務理事（2名）、理事（2名）は社員総会で選任され、理事会を構成して会の執行にあたる。

一般社団法人カラオケ使用者連盟 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人カラオケ使用者連盟と称する。

2 当法人は、英文では Karaoke User Association と表示し、KUAと略称表示する。

(主たる事務所の所在地)

第2条 当法人の主たる事務所は、東京都品川区に置く。

2 当法人は、社員総会の決議を経て、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(目的)

第3条 当法人は、カラオケ機器を設置し大衆への利用を促す店舗又は施設の経営改善を図ると共に、カラオケを通じた文化振興活動の推進に寄与し、国民の生涯学習の場としてのカラオケ施設利用の促進を目的とし、次の事業を行う。

(1) カラオケ機器を設置し大衆への利用を促す店舗又は施設の経営改善に関する研究、指導

(2) カラオケ機器を設置し大衆への利用を促す店舗又は施設の産業に関する調査研究

(3) カラオケ機器を設置し大衆への利用を促す店舗又は施設の事業に関する研究会及び講習会の開催

(4) カラオケに関わる産業に関する図書の刊行並びに機関紙等の発行

(5) カラオケ関連団体との情報交換及び各種事業の共催

(6) カラオケを通じた文化振興活動の推進

(7) 生涯学習としてのカラオケ普及とその場としての施設利用の促進

(8) 歌唱指導者の育成と指導の場の普及及び活動支援

(9) カラオケ機器を設置する新業態に関する調査研究と普及促進

(10) 著作権法及び関連法規の研究並びに啓蒙活動

(11) 主務官公庁の行うカラオケに関わる産業の施策に対する協力

(12) その他目的を達成するために必要な事業

(公告方法)

第4条 当法人の公告方法は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示してする。

(機関)

第5条 当法人は、社員総会の他、役員として理事及び監事、並びに理事会を置く。

第2章 会員

(会員)

第6条 当法人の会員は、次の3種とする。

(1) 正会員

(2) 賛助会員

(3) 支援会員

(入会資格)

第7条 当法人の会員の入会資格は、次のとおりとする。

(1) 正会員は、当法人の目的に賛同し、カラオケ機器を設置し大衆への利用を促す個人、法人又は団体

(2) 賛助会員は、当法人の目的に賛同し、当法人の事業を援助する個人、法人又は団体

(3) 支援会員は、当法人の目的に賛同し、当法人の運営を支援する個人、法人又は団体

(入会手続等)

第8条 当法人の会員として入会するには、所定の入会申込書を事務局に提出し、理事長の承認を得なければならない。

2 正会員として入会しようとする者は、1店舗又は1施設ごとに金500円の入会金を納入しなければならない。入会後店舗又は施設が増えるごとにその増加数に応じて1店舗又は1施設につき金500円を納入しなければならない。

3 賛助会員及び支援会員として入会しようとする者は、個人、法人又は団体ごとに金500円の入会金を納入しなければならない。

4 前条各号の入会資格を充たす個人、法人又は団体は、第6条各号の数種の会員となることができる。

5 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置き、会員に対する通知又は催告は、会員名簿に記載した住所又は会員が当法人に通知した場所（以下「会員名簿記載の住所等」という）に宛てて発する。

(会費)

第9条 会員は、毎事業年度ごとに次の会費を納入しなければならない。

(1) 正会員 1店舗又は1施設ごとに年額金3,000円。ただし、1店舗又は1施設ごとに複数のカラオケ機器設置の場合は、2台目以降1台につき金1,000円を合算する。

(2) 賛助会員 年額3,000円/口。1口以上。

(3) 支援会員 年額3,000円/口。1口以上。

2 前項の会費の額の変更は理事会の決議による。

3 賛助会員及び支援会員は、当法人の事業遂行上、特に必要があるときは、理事会の決議を経て臨時に経費を負担しなければならない。

(会員の権利)

第10条 会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）で定められている次に掲げる社員の権利を、社員と同様に当法人に対し行使することができる。

(1) 一般法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）

(2) 一般法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）

(3) 一般法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）

(4) 一般法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書面等の閲覧等）

(5) 一般法人法第52条第5項の権利（電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等）

(6) 一般法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）

(7) 一般法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）

(8) 一般法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

(会員の義務)

第11条 会員は、定款、社員総会及び理事会で定められた義務を履行しなければならない。

(資格の喪失)

第12条 会員は、次の事由によって会員の資格を喪失する。

>>> 次ページに続く

一般社団法人カラオケ使用者連盟 定款

- (1) 後見又は保佐開始の審判若しくは破産の宣告を受けたとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である法人が解散したとき。
- (3) 任意に退会したとき。
- (4) 会員を除名されたとき。
- (5) 第9条の会費を納入せず、その催告後から180日を経過しても納入しないとき。
- (6) 会員名簿記載の住所等への連絡が不通となった日から180日を経過したとき。
- (7) 入会申込書に虚偽の記載又は入会資格に反する言動があったとき。

(退会)

- 第13条 会員は、いつでも任意に退会することができる。
- 2 会員が退会する場合は、予め事務局に退会届書を提出しなければならない。

(除名)

- 第14条 会員の除名は、正当な事由があるときに限り、社員総会の決議によってすることができる。この場合において、当法人は、その会員に対し、その社員総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、社員総会において弁明する機会を与えなければならない。

(拠出金の不返還等)

- 第15条 退会し、又は除名された元会員には、入会金、既納の会費、経費その他一切の拠出金は返還しない。
- 2 退会し、又は除名された者であっても、会員であったときの義務は履行しなければならない。

(会員規程)

- 第16条 会員に関する事項は、定款に別段の定めがある場合のほか、理事会において別に定める会員規程による。

第3章 社員

(社員)

- 第17条 当法人成立後の一般法人法上の社員は、次の2種の会員の代表（以下「会員代表」という）とする。
- (1) 会員規程にしたがって選任された正会員及び賛助会員の代表（以下「エリア統括責任者」という）
 - (2) 会員規程にしたがって選任された支援会員の代表（以下「支援会員代表」という）

(社員の員数)

- 第18条 当法人成立後の社員の員数は、次の合計員数とする。
- (1) エリア統括責任者 1名以上11名以内
 - (2) 支援会員代表 1名以上5名以内

(社員名簿)

- 第19条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置く。
- 2 当法人の社員に対する通知又は催告は、社員名簿に記載した住所又は社員が当法人に通知した場所に宛てて発する。

(社員の任期)

- 第20条 社員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。ただし、社員が社員総会議決取消しの訴え（一般法人法第266条第1項）、解散の訴え（一般法人法第268条）、責任追及の訴え（一般法人法第278条）及び役員解任の訴え（一般法人法第284条）を提起している場合（一般法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む）には、その訴訟が終結するまでの間、その社員は社員たる地位を失わない。ただし、その社員は、役員を選任及び解任（一般法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（一般法人法第146条）についての議決権を有しない。
- 2 補欠として又は増員により選任された社員の任期は、前任者又は他の在任社員の任期の残存期間とする。
 - 3 社員が欠けた場合又は社員の員数が欠けた場合のうち、任期の満了又は任意に退社した社員は、新たに選任された社員が就任するまで、なお社員としての権利義務を有する。

(社員資格の喪失)

- 第21条 社員は次の事由によって社員の資格を喪失し退社する。
- (1) 社員の任期が満了となったとき。ただし、前条第3項により社員としての権利義務を有する場合は、この限りではない。
 - (2) 当法人を任意に退社したとき。ただし、前条第3項により社員としての権利義務を有する場合は、この限りではない。
 - (3) 後見又は保佐開始の審判若しくは破産の宣告を受けたとき。
 - (4) 会員資格を喪失したとき。
 - (5) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は社員である法人若しくは団体が解散したとき。

- (6) 社員を除名されたとき。

(退社)

- 第22条 社員はいつでも任意に退社することができる。
- 2 前条各号により退社する社員は、理事会が別に定めるところにより、退社手続を行わなければならない。

(社員の除名)

- 第23条 社員の除名は、正当な事由があるときに限り、社員総会の決議によってすることができる。この場合において、当法人は、その社員に対し、その社員総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、社員総会において弁明する機会を与えなければならない。

(拠出金の不返還等)

- 第24条 退社した社員には、既納の経費その他一切の拠出金は返還しない。
- 2 退社した者であっても、社員であったときの義務は履行しなければならない。

第4章 役員他

(役員員数)

- 第25条 当法人の役員員数は次のとおりとする。

- (1) 理事 3名以上5名以内
- (2) 監事 2名以内

- 2 理事のうち1名を代表理事とする。

(役員選任等)

- 第26条 理事及び監事は、社員総会において選任する。
- 2 代表理事は、理事会において1名選定する。
 - 3 特定の理事とその親族及びその理事の配偶者又は3親等以内の親族その他のその理事と一定の特殊の関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1以下でなければならない。
 - 4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事長及び常務理事)

- 第27条 理事のうち1名を理事長、2名を常務理事とする。ただし、やむを得ない場合には常務理事の増減を行うことができる。
- 2 理事長は、代表理事とする。
 - 3 常務理事は、理事会において理事の中から選定する。

(理事等の職務)

- 第28条 理事長は、当法人を代表し、当法人の業務を統轄する。
- 2 常務理事は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は欠けたときは、予め理事会が定めた順位に従い、その職務を代行する。
 - 3 理事は、理事会の構成員として職務を行う。

(監事の職務及び権限)

- 第29条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、前項のほか法令の定める職務を行う。

(役員任期)

- 第30条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠として選任された役員任期は、前任者の残存期間と同一とする。
 - 3 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。
 - 4 役員が欠けた場合又は一般法人法若しくは定款で定めた役員員数が欠けた場合のうち、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員（一時役員職務を行うべき者を含む）が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第31条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。

(顧問)

- 第32条 当法人は、名誉会長、最高顧問、顧問、相談役を置くことができる。
- 2 名誉会長、最高顧問、顧問、相談役は、学識経験者又は当法人に功労のあった者のうちから、理事会の推薦を経て、理事長が委嘱する。
 - 3 名誉会長、最高顧問、顧問、相談役は、理事長の諮問に応じ、会議に出席して意見を述べることができる。

(報酬等)

- 第33条 理事及び監事の報酬、賞その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

(役員損害賠償責任の一部免除)

- 第34条 当法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、理事（理事であった者を含む）及び監事（監事であった者を含む）の同法第111条第1項の損害賠償責任を法令の限度において理事会の決議により免除することができる。

第5章 会議

(会議の種類)

第35条 当法人の会議は、会員規程が定める会議のほか、社員総会及び理事会とし、社員総会は、定時社員総会並びに臨時社員総会とする。

(社員総会)

第36条 社員総会は、社員がその構成員となる。

(理事会)

第37条 理事会は、理事がその構成員となる。

(社員総会の開催)

第38条 定時社員総会は、毎年1回、5月に開催する。

2 臨時社員総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員から理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集の請求があったとき。

(2) 理事会の決議があったとき。

(3) 法令に別段の定めがある場合。

(社員総会の招集)

第39条 社員総会は、理事長がこれを招集する。

2 社員総会を招集するときは、社員に対し、法令の定めに従い、開催日の2週間前までに書面をもって通知を発ししなければならない。

3 理事長は、前条第2項第1号の請求があったときは、その請求のあった日から起算して、1か月以内の日を社員総会の日とする社員総会の招集の通知を発しなければならない。

(社員総会の議長)

第40条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(社員総会の議決権)

第41条 社員は、社員総会において1個の議決権を有する。

2 社員が法人又は団体であるときは、予め当法人に対して代表者として届け出のあった者がその議決権を行使する。

3 社員は、代理人によってその議決権を行使することができる。代理権の授与は、社員総会ごとにしなければならない。その社員又は代理人は、代理権を証明する書面を当法人に提出しなければならない。

4 社員が前項の規定により、代理人によってその議決権を行使することができないときは、社員総会に出席しない社員は書面によって議決権を行使することができる。

(社員総会の決議)

第42条 社員総会の決議は、法令及び定款に別段の定めがある場合のほか、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる社員総会の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 第14条の会員の除名

(2) 第31条の役員の解任

(3) 第61条の定款の変更

(4) 第62条の社員総会決議による解散

(5) その他法令で定められた事項

(社員総会の議事録)

第43条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、法令に別段の定めがある場合を除き議事録作成者が署名又は記名押印してその社員総会の日から10年間当法人の主たる事務所に備え置く。

(理事会の開催及び招集)

第44条 理事会は、職務の執行の状況を報告するため6か月に1回これを開催し、さらに必要に応じて開催する。

2 理事会は、理事長がこれを招集し、会日の1週間前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発する。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

3 理事長以外の理事は、理事長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

(理事会の議長)

第45条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(理事会の決議事項)

第46条 理事会は、法令及び定款に別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項その他の重要な業務執行を決議する。

(1) 重要な財産の処分及び譲受け

(2) 多額の借財

(3) 重要な使用人の選任及び解任

(4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止

(理事会の決議)

第47条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数

が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第48条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事がその提案に異議を述べた場合を除く)は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(理事会の議事録)

第49条 理事会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成し、出席した代表理事及び監事がこれに署名又は記名押印する。ただし、代表理事が出席していない場合には、出席した理事及び監事がこれに署名又は記名押印する。

第6章 事務局

(事務局)

第50条 当法人は、事務局を置く。

2 事務局に、当法人の事務を処理するため、事務局長のほか所要の職員を置く。

3 職員は、理事長が任免する。ただし、事務局長及び重要な職員についての任免については理事会の決議を経て行う。

4 事務局に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が定める。

第7章 基金

(基金の提出)

第51条 当法人は、一般法人法第131条に規定する基金の提出を求めることができる。

(基金の募集)

第52条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会の決議をもって定める。

(基金の提出者の権利)

第53条 当法人は、解散するまで提出された基金を返還しない。

(基金の返還の制限)

第54条 基金の提出者に対する返還は、その余の債務の弁済がされた後でなければならない。

第8章 資産及び会計

(資産の管理)

第55条 当法人の資産は、理事会が定めるところにより、理事長が管理する。

(経費の支弁)

第56条 当法人の経費は、当法人の資産をもってこれに充てる。

(事業年度)

第57条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(計算書類等の定時社員総会への提出等)

第58条 理事長は、毎事業年度、一般法人法第124条第1項の監査を受け、かつ同条第3項の理事会の承認を受けた計算書類(貸借対照表及び損益計算書)及び事業報告書を定時社員総会に提出しなければならない。

2 前項の場合、計算書類については社員総会の承認を受け、事業報告書については理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

(計算書類等の備置き)

第59条 当法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びにこれらの附属明細書(監事の監査報告書を含む。)を、定時社員総会の日の2週間前日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第60条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第61条 本定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第62条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定める事由により解散する。

(残余財産の処分)

第63条 当法人が解散し清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人、公益財団法人又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に贈与する。

第10章 附則

(細則)

第64条 法令及び定款に別段の定めがある場合のほか、当法人の業務執行を行うために必要な事項は、理事会において定める。

カラオケ稼働UP&来店促進!キャンペーンを有効にご活用ください。

実施期間：2015年9月1日(火)～10月31日(土)

イベント1 歌ってラッキーキャンペーン
700名様に1万円分の利用券が抽選で当たる!!

イベント2 初めましてキャンペーン
新規来店客1,600名に抽選で5千円分の利用券が当たる!!

9月1日(火)～10月31日(土)
カラオケチケット取扱店にて好評開催中!

【開催期間】2015年9月1日(火)～10月31日(土)

【締め切り】2015年10月31日(土)

※郵送の場合は当日消印有効

【当選発表】2016年1月1日(金)

※当選者発表サイトにて「当選者」と「応募店」を発表します。

本年も、カラオケ市場活性化を目的とするキャンペーンに参加します。

開催期間は、9月から10月末までの2ヵ月間、全国のカラオケ設置店舗で実施されます。今回は「カラオケ稼働率向上」を図る「歌ってラッキーキャンペーン」に加え、「新規顧客誘致」を目的とした「初めましてキャンペーン」の2本立てとなっています。

当選賞品は、応募を受付けた店舗のみで使える「利用券」です。よって、当選総額すべてが応募店へ還元されます。是非、本キャンペーンを活用して、店舗の売上向上にお役立てください。

尚、キャンペーンの詳しい内容については、「導入ツール」に同封の「説明書」または「キャンペーンポスター」をご確認ください。

その1：歌ってラッキーキャンペーン

抽選で700名に1万円分の利用券!

★お客様に、キャンペーン専用「カラオケチケット(5曲券)」を購入していただきます。5曲歌い切り、残ったチケット上部が本キャンペーンの応募券となります。使い切れずに残ったチケットはお店でキープして、再来店を促しましょう。また、キャンペーンポスター下部には、自由に書き込み頂けるスペースがございますので、自店賞やメッセージなどを書いてお店独自の集客イベントにご活用ください。

その2：初めましてキャンペーン

抽選で1600名に5千円分の利用券!

★常連のお客様に、「来店特典」を記入した「お誘いチラシ」を配布し、知人や友人、同僚など「ご新規客」をお店にお誘いいただきます。新規で来店のお客様には、本キャンペーンの「抽選券」と「カラオケチケット」をお渡しください。新規客を同伴いただいたご紹介者にも御礼として「抽選券」をプレゼントします。

概要

会員の皆様にキャンペーン“導入ツール”をご用意しました。

本キャンペーンへ参加いただくに当たって、「導入ツール」をご用意しました。内容は、「キャンペーンポスター1枚」「リクエストチケット10枚」「啓発ポスター(A) 1枚」「店頭用ポスター1枚」「抽選券5枚」「お誘いチラシ10枚」が1組となります。ポスターを店頭や店内に貼って告知ツールとしてご使用ください。カラオケチケットや抽選券はイベント開催時からご使用いただけます。

尚、追加をご希望の際はカラオケ業者様、または事務局までお問い合わせください。

☎03-3495-5695 (一社)カラオケ使用者連盟事務局

“導入ツール”内容

歌ってラッキーキャンペーン



イベントポスター1枚



カラオケチケット10枚



啓発ポスター A1枚



店頭用ポスター1枚

初めましてキャンペーン



抽選券5枚



お誘いチラシ10枚

当連盟のホームページをご活用ください。

会員店舗・施設が主催するカラオケイベントをお知らせください。当連盟のホームページに掲載し、広報のお手伝いを致します。また、後援をご希望の場合は、別途申請で、後援名義をご使用いただける他、表彰記念品のご用意を致します。

詳しい内容については、当連盟事務局までお問い合わせください。



ホームページ <http://kua.or.jp>

【会員専用ログインについて】

アカウント = 会員番号 (5桁)

パスワード = 電話番号 (※初期設定)

※初期設定でのパスワードは、登録いただいている店舗・施設の電話番号となります。初回ログイン後、任意のパスワードに変更してください。尚、登録情報に関しては、年度末にお送りする「年会費についてのご案内」をご覧ください。事務局まで電話にてご確認ください。

【後援申請について】

後援を承認させていただいたイベントには、下記表彰記念品を提供します。

尚、後援並びに表彰記念品の進呈は、会員毎に1年度に1回を限度とします。



表彰記念品



フリーダイヤルを
ご利用下さい。

経営者変更・移転・閉店など、当連盟への各種ご連絡は通話料無料のフリーダイヤルがご利用いただけます。

※退会をご希望される場合は、必ずご担当者様よりご連絡くださいますようお願いいたします。

☎0120-56-4056

携帯電話・PHSからは 03-3495-5695